

京都市告示第482号

地方税法第20条の5の2及び京都市市税条例第6条第3項の規定に基づき、同法又は同条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する行為のうち、次に掲げる地域に住所を有する個人及び主たる事務所又は事業所を有する法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）に係るもの並びに当該地域に事務所又は事業所を有する者で当該地域に源泉徴収に係る所得税の納税地があるもの（当該事務所又は事業所における個人の市民税に係るものに限る。）で、その期限が平成23年3月11日以降に到来するものについては、その期限を別途市長が定める日まで延長します。

平成23年3月30日

京都市長 門川 大作

指定地域	青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県
------	----------------------

(行財政局税務部税制課)